

〔資料 1〕 武蔵野市第五期サラリーマン会議設置要綱

（設置）

第 1 条 武蔵野市第四期基本構想・長期計画の策定にあたり、市政に対して多様な視点から意見を聴くため、武蔵野市第五期サラリーマン会議（以下「サラリーマン会議」という。）を設置する。

（任務）

第 2 条 サラリーマン会議は、次に掲げる事項について意見を述べ、及び提案を行い、その結果を集約し、市長に報告するものとする。

- (1) 市政の現況、課題等に関すること。
- (2) 武蔵野市第四期基本構想・長期計画に関すること。

（委員）

第 3 条 サラリーマン会議は、武蔵野市に在住又は在勤の者の中から市長が委嘱する 12 人以内の委員で構成する。

- 2 市長は、委員の全部又は一部について、別に定める方法により公募するものとする。

（座長）

第 4 条 サラリーマン会議に座長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 座長は、サラリーマン会議を代表し、会務を統括する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名した委員がその職務を代理する。

（任期）

第 5 条 委員の任期は、平成 16 年 3 月 31 日までとする。

（会議）

第 6 条 サラリーマン会議の会議は、必要に応じて座長が招集する。

- 2 座長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（謝礼）

第 7 条 市長は、委員に対し、会議への出席に要する交通費、通信費等の費用の実費相当額として謝礼金を支払うことができる。

（庶務）

第 8 条 サラリーマン会議の庶務は、企画政策室企画調整課において処理する。

（その他）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、サラリーマン会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。